

本格実施!!

農業者 戸別所得補償制度



『農業者戸別所得補償制度』に 加入しましょう!!

●「主食用米」に対しても交付されます!!

生産数量目標に従うことが必要です。
自家消費分(10a)を除いた面積に対して交付されます。

- 米の所得補償交付金 15,000円/10a
- 米価変動補てん交付金 米価が下落した場合に交付されます。(全国共通単価)
※平成22年度の「戸別所得補償モデル対策」では、主食用米に対する「定額部分」が本県に
約55億円交付されました。3月には変動部分として、15,100円/10a交付されます。

●制度の本格実施に向け、米の生産数量目標配分も見直しています!!

県では、制度の本格実施に向け、市町村別生産数量目標配分の未達成市町村へのペナルティーを3年間かけて廃止することとしました。

未達成市町村では、生産数量目標が増加し、制度に加入しやすくなっています。



Q1

22年度の戸別所得補償モデル対策と何が違うの？

A1

- 所得補償の対象が、**畑作物**(大豆、麦、そば、なたね)にも広がりました。(水田・畑地とも)
- 畑作物に**品質加算**が設けられ、収量や品質が向上すれば交付金が増えるようになりました。
- 水田作の園芸作物等の生産に対しては、地域協議会の設定により「**産地資金**」が活用できます。



Q2

制度に加入した方がお得なの？

A2

- 制度に加入して、所得補償交付金や米価変動補てん交付金の対象となることで、**経営**が安定します。



農業者戸別所得補償制度の概要

1

米の所得補償交付金

対象作物:主食用米〈交付金額:15,000円/10a〉

- 米の生産数量目標に従った生産が、交付の要件となります。
- 販売目的での生産に限られます。
- 交付対象面積は、自家消費分として一律10a控除した面積です。
- 調整水田等の不作付地がある場合は、改善計画書を作成し、市町村に提出します。

ポイント

米価格が低迷する中で、米の所得補償交付金と米価変動補てん交付金により生産費との差額が補てんされる。大規模農家ほど経営安定へのメリットが大きい。

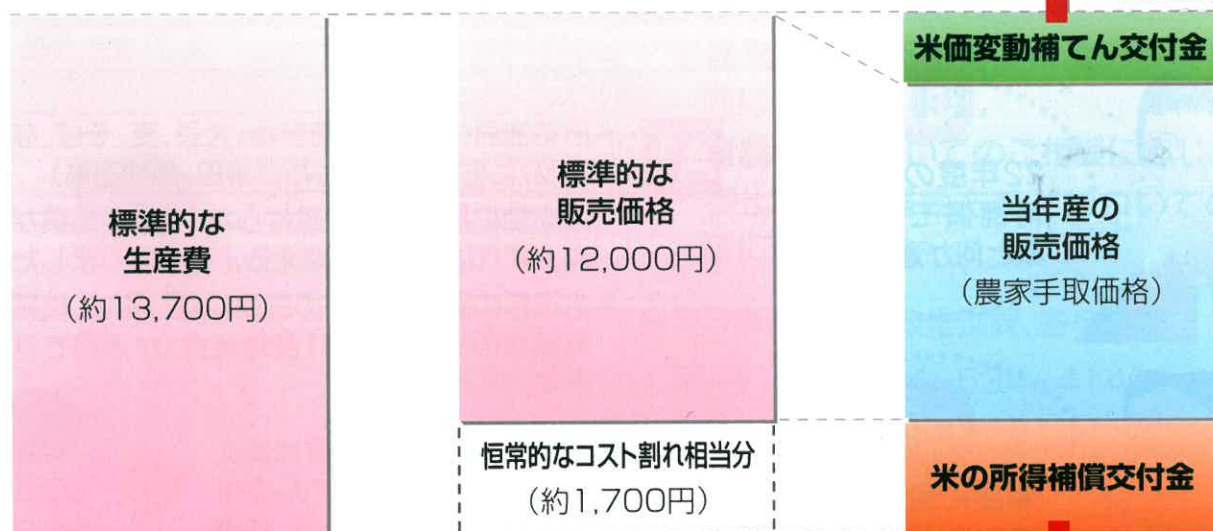


2

米価変動補てん交付金

交付対象:米の所得補償交付金の交付対象面積

- 米の所得補償交付金と合わせて標準的な生産費を補償するものです。
- 交付対象者は、米の所得補償交付金の交付対象者です。
- 「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額分を10a当たりの単価(全国一律)で交付します。



全国一律単価
による面積払

※標準的な販売金額(約12,000円/60kg)は、流通経費、袋代、消費税を含みます。

※当年産の販売価格は、出回りから3月までの全国平均の相対取引価格

15,000円/10a

3

畑作物の所得補償交付金

対象作物:大豆、麦、そば、なたね

- 水田だけでなく、畑地も対象です。
- 販売目的での生産に限られます。
- 米の生産数量目標の達成・未達成に関わらず交付されます。



ポイント1

出荷・販売数量及び品質に応じた単価設定となっているので、収量・品質向上対策が重要!

ポイント2

●水田に大豆、そばを作付け
畑作物の所得補償交付金
+
水田活用の所得補償交付金

●畑に大豆、そばを作付け
畑作物の所得補償交付金
のみ

4

水田活用の所得補償交付金

対象作物 大豆、麦、飼料作物〈交付単価:35,000円/10a〉
飼料用米、米粉用米、WCS用稲〈交付単価:80,000円/10a〉
そば、なたね、加工用米〈交付単価:20,000円/10a〉

- 水田で対象作物を生産する農業者に対して、面積払で交付します。
- 販売目的での生産に限られます。
- 米の生産数量目標の達成・未達成に関わらず交付されます。



ポイント

大豆、そば等への転換が難しい場合は、稲作用の機械やノウハウを活用できる飼料用米がおすすめ!



産地資金

地域の実情に即して次のような取組みを支援します。

- ①飼料用米の取組みに対して1,000円/10a(予定)を交付します。(県内全域。要件については、国と調整中です。)
- ②その他各地域協議会で設定することにより、地域振興作物(園芸作物等)や備蓄米の生産等に対して交付できます。

二毛作助成

主食用米と戦略作物(※)、又は戦略作物同士の組み合わせによる二毛作を行った場合に、15,000円/10aが交付されます。

耕畜連携助成

飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環の取組を行った場合に、13,000円/10aが交付されます。

※「戦略作物」:麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、そば、なたね、加工用米

5

加算措置等

品質加算

畑作物(小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば、なたね)の数量払の交付単価は品質に応じて増減します。

大豆 (円/60kg)	1等		2等		3等		特定加工用	
	12,170		11,480		10,800		10,120	
小麦 (円/60kg)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
	6,450	5,950	5,800	5,740	5,290	4,790	4,640	4,580
六条大麦 (円/50kg)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
	5,880	5,460	5,330	5,280	4,850	4,430	4,310	4,260
そば (円/45kg)	1等		2等		3等		等外、未検査	
	16,870		16,160		15,360		12,150	
なたね (円/60kg)	キザキノナタネ、ナナシキブ、キラリボシ						その他品種	
	8,680						7,940	

※小麦、大麦のA～Dランクは、毎年、品種毎に決まります。

規模拡大
加算

規模の大小にかかわらず、農地利用集積円滑化事業(農地利用集積円滑化団体を介した集積)により、面的集積(連担化)するために新たに利用権設定(設定期間6年以上)した農地に対して2万円/10aが交付されます。(該当年のみ)

再生利用
加算

畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、一定額(平地2万円/10a、条件不利地3万円/10a)が最長5年間交付されます。

集落営農の
法人化支援

集落営農から法人化した場合に、法人化に要する事務経費として、40万円が定額で交付されます。(該当年のみ)

相談窓口



県内各地に相談窓口が
設置されています。
ご不明な点は、
お問い合わせ下さい。

- 農業者戸別所得補償制度の概要や疑問にお答えします。
- 営農計画についてのご相談に応じます。
- 提出書類の書き方などについての相談に応じます。

東北農政局福島農政事務所 農政推進課、各地域課

福島市浜田町1番9号 電話 024-534-4141

各地域水田農業推進協議会・各農業協同組合・各市町村 農政担当課
各福島県農林事務所 農業振興普及部・農業普及所

農業者戸別所得補償制度の詳細については、農林水産省のパンフレット又はホームページを御覧下さい。
(農林水産省HPアドレス:http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/index.html)

このパンフレットに
関する問い合わせは

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務局(福島県水田畑作課)
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 TEL.024-521-7369 FAX.024-521-7942